

熊本県林木育種改良事業委託要領

(目的)

第1条 この要領は、県が設定した採種園、採穂園で実施する林木育種改良事業(以下「事業」という。)の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

(委託事業の適用範囲)

第2条 事業のうち、委託により実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 下刈事業
- (2) 着花結実促進事業
- (3) 樹型誘導事業
- (4) 施肥事業
- (5) つる切事業
- (6) 除伐事業
- (7) 森林病虫害防除事業
- (8) その他必要と認められる事業

(委託の申し込み)

第3条 地域振興局長(以下「局長」という。)は、事業の委託を受けて事業を実施しようとする者(以下「受託者」という。)があるときは、受託申込書(別記第1号様式)及び事業経歴書(別記第2号様式)を提出させるものとする。ただし、過去3年以上引き続き当該事業に従事した実績を有する者については、受託申込書のみ提出させるものとする。

(委託者の資格)

第4条 局長は、受託者の選定にあたっては、造林事業に相当な経験を有する者で、適当と認めた団体又は個人の中から事業能力等を勘案して決定するものとする。

(事業の指導監督)

第5条 局長は、受託者が委託契約書に基づき適正に事業を実行するよう指導監督を行うものとする。

(契約の方法等)

第6条 契約は、委託契約とし、全体又は事業単位の契約とする。

2 局長は、事業を委託しようとするときは、事業計画書(別記第3号様式)及び仕様書に基づき必要に応じて現場説明のうえ、事業内容欄に数量のみを記入した事業計画書を受託者に提示するものとする。

3 局長は、受託者に見積事項を記入した見積書(別記第4号様式)を提出させるものとする。

（委託契約の締結）

第7条 局長は、委託を受けようとする者から見積書の提出があった場合は、事業計画書の予算の範囲内で適当と認めるときは、委託契約を締結するものとする。ただし、契約額が熊本県会計規則第76条に規定する金額未滿の事業については、委託請書（別記第5号様式）により契約を締結することができる。

2 委託契約は、事業委託契約書（別記第6号様式）のほか仕様書等によりその内容を明らかにして締結しなければならない。

（契約締結の報告）

第8条 局長は、委託契約の手続を完了したときは、委託契約締結報告書（別記第7号様式）を直ちに知事に提出するものとする。

（事業着手届）

第9条 受託者が事業に着手したときは、局長は、受託者から7日以内に事業着手届（別記第8号様式）を提出させるものとする。

（前払金）

第10条 局長は、受託者から前払金請求書（別記第9号様式）の提出があったときは、労務の確保による事業の円滑化をはかるため、財政経理上支障がない限り契約高の八割以内の額を前払金として支払うものとする。

（事業完了届）

第11条 受託者が事業を完了したときは、局長は、受託者から事業完了届（別記第10号様式）を提出させるものとする。

2 局長は、2種以上の事業を一括契約している場合には、各事業完了のつど受託者から一部事業完了届を提出させるものとし、中間確認検査を行うものとする。

（検査）

第12条 事業の検査は、しゅん工検査、臨時検査とする。

2 局長は、契約書及び仕様書等に基づき適正な検査を行うものとし、手直し補修の必要があると認めるときは、期限を定めて指示し、手直しが完成したときは改めて検査を行うものとする。

3 局長は、受託者を検査に立ち合わせるものとする。

4 検査は、受託者から事業完了届が提出されてから14日以内に実施するほか随時に行うものとする。

5 検査は、局長が任命した職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

6 検査員は、検査を修了した場合は、直ちに局長に復命するものとする。

（代金の支払）

第13条 局長は、前条の検査に合格したものであって、受託者から委託代金請求書の提出があった場合は、提出の日から30日以内に請求代金を支払うものとする。

附 則

この要領は、昭和50年度育成管理事業から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月19日から施行し、平成12年度事業から適用する。

別記第1号様式

年 月 日

熊本県知事

様

受託者 住所

氏名

印

林木育種改良事業受託申込書

年度における下記林木育種改良事業について委託を受けたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

記

| 区 分 | 事 項 |
|-------|------------------|
| 事 業 名 | 林木育種改良事業 |
| 事業箇所 | 市 町 郡 大字 村 |

別記第2号様式

事 業 経 歴 書

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 職 業
- 4 主な経歴

上記の通り相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

年度林木育種改良事業計画書

地域振興局

| 施行場所 | 樹種 | 事業種 | 事業量 | 単価 | 事業費 | 備考 |
|------|----|-----|-----|----|-----|----|
| | | | | 円 | 円 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

別記第4号様式

見 積 書

金 円

ただし、下記により熊本県会計規則、林木育種改良事業委託契約書、仕様書及び現地を承諾のうえ見積ります。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

熊本県知事

様

記

| 施行場所 | 樹 種 | 事業種 | 事業量 | 見積金額 | 摘 要 |
|------|-----|-----|-----|------|-----|
| | | | | 円 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

請 書

1 委託事業名 林木育種改良事業

2 事業場所及び事業内容

| 事業種 | 事業箇所 | 事業量 | 事業期間 | 委託金額 | 委託金額に係る消費税及び地方消費税額 |
|-----|------|-----|------|------|--------------------|
| | | | | 円 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

3 契約保証金 免 除

上記の委託事業を受託するについては、熊本県会計規則及び林木育種改良事業委託要領の規定を承諾のうえ、次の事項に従い事業を履行します。

(事業期間の遵守)

第1条 頭書の事業期間(以下「工期」という。)内に事業を完成します。

(検 査)

第2条 事業が完了したときには、林木育種改良事業委託要領(以下「要領」という。)第12条の規定により検査を受け、その検査に合格後引き渡します。

(事業の実施)

第3条 事業は、事業計画書、仕様書に基づき実施し、すべて貴職の監督に従います。

(工期の延長)

第4条 天候の不良、その他その責を負うことができない理由により工期内に事業を完了することが出来ないときは、その理由を明らかにして、その工期の延長を願い出ることがあります。

(契約の解除)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除されても異議ありません。

- (1) その責めを負うべき理由により工期内に事業を完成することができないとき。
- (2) 正統な理由がないのに工事の着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達成することができなくなったとき。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

熊本県知事

様

林 木 育 種 改 良 事 業 委 託 契 約 書

| 事業種 | 事業箇所 | 事業量 | 事業期間 | 委託金額 | 委託金額に係る消費税及び地方消費税額 |
|-----|------|-----|------|------|--------------------|
| | | | | 円 | |
| 計 | | | | | |

上記の事業について熊本県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（実施の方法）

第1条 乙は、別紙仕様書及び計画書に基づき頭書の委託金額をもって、頭書の委託の事業期間に事業を完成しなければならない。

（契約保証金）

第2条 この契約の契約保証金は免除する。

（権利義務の譲渡及び再委託の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。

2 乙は、この契約の履行について、甲の承諾なしに事業の全部又は一部を第三者に委託させてはならない。

（事業着手届の提出）

第4条 乙は、事業着手後7日以内に事業着手届を甲に提出しなければならない。

（委託内容の変更等）

第5条 甲は、必要があると認めるときは事前に通知して事業内容を変更し、若しくは事業を一時中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は事業期間の変更があるときは、甲、乙協議して書面でこれを定める。

（事業期間の延長）

第6条 乙は、各事業が事業期間内に事業を完了することができない場合、甲に対して遅滞なくその理由を詳記して事業期間の延長を求めることができる。

2 前項の期間延長は、適期を超えない範囲で完了する見込みのあるときは、甲は、期間の延長をすることができる。

（措置）

第7条 甲は、災害防止その他事業の実行上乙に対して必要な措置を取ることを求めることができる。この場合においては、乙は直ちにこれに応じなければならない。

（完了届の提出、検査方法等）

第8条 乙は、事業を完了したときは、直ちに完了届を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から完了届の提出を受けたときは、その日から14日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとする。

3 検査に合格しないときは、乙は、甲の指示する期日までに手直し、改めて検査を受けなければならない。

（委託料の支払い）

第9条 甲は、乙から委託料の請求があったときは、適当と認めた場合は、委託金額の八割以内を前払いすることができるものとする。

2 乙は、前払金を請求受領するにあたっては、次の条件に従わなければならない。

(1) 甲から返納を命ぜられた場合は、指示どおり返納すること。

(2) 受領した前払金は目的以外に使用してはならないこと。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なくして頭書の事業期間を過ぎても事業に着手しないとき。

(2) 第3条の規定に違反したとき。

(3) 乙の責に帰する理由により、事業期間内に事業を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

(4) 乙が契約に違反することによって、事業を完了することができないとき。

（損害の負担）

第11条 検査終了前又は事業実施の間に生じた損害は乙の負担とする。ただし、天災その他不可抗力による損害についてはこの限りではない。

（損害の賠償）

第12条 乙は、事業の実施について甲及び第三者に損害を及ぼしたときは、その責を負うとともに、その損害を賠償しなければならない。

（疑義等の協議）

第13条 この条項に定められていない事項については必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 熊本県代表者 熊本県知事 印

乙 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

(備考)

1 一契約ごとに箇所別、事業種別に記載する。

林木育種改良事業着手届

年 月 日

熊本県知事 様

受託者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記のとおり着手しましたので届け出ます。

記

| 契 約 年 月 日 | 事 業 種 | 事 業 箇 所 | 事 業 量 | 委 託 金 額 | 着 手 年 月 日 | 完 了 予 定 年 月 日 |
|--------------|-------|---------|-------|---------|--------------|------------------|
| | | | | 円 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(備考)

- 1 事業種別、事業箇所別に記載すること。
- 2 事業が完了した時は、直ちに完了届を提出し、所定のしゅん工検査を受けること。

前 払 金 請 求 書

年 月 日付けで締結した委託契約については
下記条件を厳守しますので、委託契約書第9条により前払金
を交付されるよう申請いたします。

記

1 一 金 円也

ただし、委託金額の前払い金

2 委託事業内容

| | |
|-------|-----------------|
| 事業名 | 事業 |
| 事業箇所 | |
| 事業量 | |
| 委託契約額 | 金 |
| 契約年月日 | |
| 事業期間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 |

3 交付条件

(1) 返納を命ぜられたときは指示どおり返納します。

(2) 受領した前払い金は目的以外に使用しません。

(3) その他県の指示に従います。

4 申請理由

年 月 日

受託者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

熊本県知事

様

別記第10号様式

林木育種改良事業完了届

年 月 日

熊本県知事 様

受託者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり完了したので完了検査をお願いします。

記

| 契約 年月日 | 事業種 | 事業箇所 | 事業量 | 事業 期間 | 委託金額 | 着 手 年 月 日 | 完 了 年 月 日 |
|-----------|-----|------|-----|----------|------|--------------|--------------|
| | | | | | 円 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

下刈事業仕様書

- 1 事業区域内にある植栽木以外の地被物を、特別に指示があるものを除き、すべて地ぎわから伐倒又は刈払いにより植栽木を被覆しないように注意し、樹木の根元周囲に低く寄せておくこと。
- 2 刈払いにあたっては植栽木に損傷を与えないこと。
- 3 刈払った地被物はその場所に残地し持ち出さないこと。
- 4 つる類が植栽木に巻き付いている場合はていねいに取り除くこと。
- 5 風害その他により植栽木が倒れているときはていねいに起こすこと。

施肥事業仕様書

- 1 施肥の方法は対象樹木の周囲に基準量を施すこと。
- 2 基準施肥量は各採種園（採穂園）ごとの県が指示した数量により施すこと。

除伐事業仕様書

- 1 植栽木の樹冠を押し、生長を阻害するおそれのある雑木及びつる類を地ぎわ又はなるべく低いところから除伐する。
- 2 伐倒にあたっては残存木に損傷を与えないようにすること。
- 3 つる類が植栽木を巻き付いている場合はていねいに取り除くこと。
- 4 伐倒したものはその場に残地し、林内から持出さないこと。

森林病虫害防除事業仕様書

- 1 散布作業にあたっては必ずゴム手袋マスクなどを用い、服装を整備しその取り扱いには慎重に行い不健康な人は散布作業に従事しないこと。
- 2 作業後は手足はもちろん全身を石ケンでよく洗い衣服は毎日とり替えること。
- 3 病虫害の駆除薬剤については、病虫害の種類により薬剤の種類及び数量が異なるため、県が指示した薬剤及び数量により施すこと。

つる切り事業仕様書

- 1 造林木に巻きつき、又は樹冠を被覆、被圧して育成を阻害している、つる植物のすべてを切り除くこと。
- 2 切り除くにあたっては、根もろともに引き抜くか、又は地ぎわから切断すること。
- 3 切断し、又は引き抜いた地上部分は、樹冠から完全に切り除き、その場に残すこと。